

汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 ○ 汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（汚染土壌処理施設の種類）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一 浄化等処理施設 汚染土壌（法第十六条第一項に規定する汚染土壌をいう。以下同じ。）について浄化（汚染土壌に含まれる特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）を抽出し、又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の当該特定有害物質による汚染状態を土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）<u>第三十一条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。</u>第五条第十七号イにおいて同じ。）<u>、</u>溶融（汚染土壌を加熱することにより当該汚染土壌が変化して生成した物質に当該特定有害物質を封じ込め、規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。第五条第十七号イにおいて同じ。）<u>又は不溶化（薬</u></p>	<p>（汚染土壌処理施設の種類）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一 浄化等処理施設 汚染土壌（法第十六条第一項に規定する汚染土壌をいう。以下同じ。）について浄化（汚染土壌に含まれる特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）を抽出し、又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の当該特定有害物質による汚染状態を土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）<u>第十八条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。</u>第五条第十七号イにおいて同じ。）<u>、</u>溶融（汚染土壌を加熱することにより当該汚染土壌が変化して生成した物質に当該特定有害物質を封じ込め、規則第十八条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。第五条第十七号イにおいて同じ。）<u>又は不溶化（薬剤の</u></p>

剤の注入その他の方法により当該特定有害物質が溶出ししないように当該汚染土壌の性状を変更させることをいう。同条第四号口において同じ。）を行うための施設（次号に掲げる施設を除く。）

二〇四 （略）

（汚染土壌処理業の許可の申請）

第二条 法第二十二條第二項の申請書（以下「申請書」という。）の様式は、様式第一のとおりとする。

2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならぬ。

一〇五 （略）

六 他に法第二十二條第一項の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る第十四條第一項の許可証の写し

七 埋立処理施設のうち公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二條第一項の免許又は同法第四十二條第一項の承認を受けて汚染土壌の埋立を行う施設にあっては、当該免許又は承認を受けたことを証する書類の写し

八 （略）

九 汚染土壌の処理の事業の開始及び継続に要する資

注入その他の方法により当該特定有害物質が溶出ししないように当該汚染土壌の性状を変更させることをいう。同条第四号口において同じ。）を行うための施設（次号に掲げる施設を除く。）

二〇四 （略）

（汚染土壌処理業の許可の申請）

第二条 法第二十二條第二項の申請書（以下「申請書」という。）の様式は、別記様式のとおりとする。

2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならぬ。

一〇五 （略）

六 埋立処理施設にあっては、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二條第一項の免許又は同法第四十二條第一項の承認を受けて汚染土壌の埋立を行う場合における当該免許又は承認を受けたことを証する書類の写し

七 （略）

八 汚染土壌の処理の事業の開始に要する資金の総額

金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

十〇十三 (略)

十四 申請者が法第二十二條第三項第二号イからハマでに該当しない者であることを誓約する書類

十五〇十六 (略)

十七 排水口（汚染土壌処理施設に係る事業場から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二條第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排水を排出し、又は下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二條第三号に規定する公共下水道及び同條第四号に規定する流域下水道であつて、同條第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。以下同じ。）に排除される水を排出する場所をいう。以下同じ。）における排水の水質の測定方法を記載した書類

十八 汚染土壌処理施設の周縁の地下水（埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二條第一項の免許又は同法第四十二條第一項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、周辺の水域の水又は周縁

及びその資金の調達方法を記載した書類

九〇十二 (略)

十三 申請者が法第二十二條第三項第二号イからハマでに該当しない者であることを誓約する書面

十四〇十五 (略)

十六 排水口（汚染土壌処理施設に係る事業場から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二條第一項に規定する公共用水域をいう。第四條第一号ト、第五條第十三号において同じ。）に排水を排出し、又は下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二條第三号に規定する公共下水道及び同條第四号に規定する流域下水道であつて、同條第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。第四條第一号チ及び第五條第十四号において同じ。）に排除される水を排出する場所をいう。以下同じ。）における排水の水質の測定方法を記載した書類

十七 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の水質の測定方法を記載した書類

の地下水。以下同じ。）の水質の測定方法を記載した書類

十九、二十（略）

二十一 法第二十七条第一項に規定する措置（第四条第二号ニにおいて「廃止措置」という。）に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類

二十二 汚染土壌処理施設において処理した汚染土壌であつて規則第三十一条第一項又は第二項の基準に適合しない汚染状態にあるものを当該汚染土壌処理施設以外の汚染土壌処理施設において処理する場合には、当該処理を行う汚染土壌処理施設（以下「再処理汚染土壌処理施設」という。）について法第二

十八、十九（略）

二十 法第二十七条第一項に規定する措置（次号及び第四条第二号ニにおいて「廃止措置」という。）に要する費用の見積額を記載した書面及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書面

二十一 汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地に申請者以外の所有者、管理者又は占有者がいる場合にあつては、廃止措置として行う土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査の結果、当該敷地の土壌の特定有害物質による汚染状態が規則第十八条第一項又は第二項の基準に適合しないときの法第十四条第一項の申請を行うことについての当該所有者、管理者又は占有者全員の合意を得られることの見通しを記載した書類

二十二 汚染土壌処理施設において処理した汚染土壌であつて規則第十八条第一項又は第二項の基準に適合しない汚染状態にあるものを当該汚染土壌処理施設以外の汚染土壌処理施設において処理する場合には、当該処理を行う汚染土壌処理施設（以下「再処理汚染土壌処理施設」という。）について法第二

十二条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る第十四条第一項の許可証の写し及び当該再処理汚染土壌処理施設において当該汚染土壌の引渡しを受けることについての同意書

3 法第二十二條第四項の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がないときは、同項第一号から第八号まで及び第十六号から第二十号までに掲げる書類又は図面の添付を省略することができる。

第三条 (略)

(汚染土壌処理業の許可の基準)

第四条 法第二十二條第三項第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 汚染土壌処理施設に関する基準

イ〜ヘ (略)

ト 排水水を公共用水域に排出する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。

(1) 排水口における排水の水質を次に掲げる基準(次条第十三号イにおいて「排水基準」という。)に適合させるために必要な処理設備

十二条第一項の許可を受けた者の当該処理を受託することについての同意書及び当該者が当該許可を受けていることを証する書類

3 法第二十二條第四項の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がないときは、同項第一号から第七号まで及び第十五号から第十九号までに掲げる書類又は図面の添付を省略することができる。

第三条 (略)

(汚染土壌処理業の許可の基準)

第四条 法第二十二條第三項第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 汚染土壌処理施設に関する基準

イ〜ヘ (略)

ト 排水水を公共用水域に排出する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。

(1) 排水口における排水の水質を次に掲げる基準(次条第十三号イにおいて「排水基準」という。)に適合させるために必要な処理設備

(イ) (略)

(ロ) ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第二条第一項第二号に規定する方法により測定した場合における測定値が同令別表第二の下欄に掲げる許容限度（ダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定により排出基準が定められた場合においては、当該排出基準で定められた場合においては、当該排出基準で定める許容限度を含む。）を超えないこと。

(2) (略)

チ (略)

リ 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の汚染状態を測定するための設備が設けられていること。ただし、埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設において汚水が地下に浸透することを防止するための措置として環境大臣が定めるもの（次条第十五号において「地下浸透防止措置」という。）が講じられているときは、この限りでない。

ヌ (略)

二 (略)

（汚染土壌の処理に関する基準）

(イ) (略)

(ロ) ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第二条第一項第二号に規定する方法により測定した場合における測定値が同令別表第二の下欄に掲げる許容限度（ダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定により排出基準が定められた場合においては、当該排水基準で定められた場合においては、当該排水基準で定める許容限度を含む。）を超えないこと。

(2) (略)

チ (略)

リ 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の汚染状態を測定するための設備が設けられていること。ただし、汚水が地下に浸透することを防止するための措置として環境大臣が定めるもの（次条第十五号において「地下浸透防止措置」という。）が講じられているときは、この限りでない。

ヌ (略)

二 (略)

（汚染土壌の処理に関する基準）

第五条 法第二十二條第六項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 汚染土壌処理施設への汚染土壌の受入れは、次によること。

イ 当該汚染土壌処理施設の処理能力を超える汚染土壌又は申請書に記載した当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に照らして、処理することができない汚染土壌を受け入れてはならないこと。ただし、当該受け入れる汚染土壌がその特定有害物質による汚染状態に照らして、申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設(再処理汚染土壌処理施設が、当該汚染土壌を申請書に記載した当該再処理汚染土壌処理施設以外の再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出する場合にあつては、当該再処理汚染土壌処理施設以外の再処理汚染土壌処理施設を含む。)において処理することができる場合には、この限りでない。

ロ 浄化等処理施設のうち不溶化を行うためのものにあつては、第二種特定有害物質(規則第六條第一項第二号に規定する第二種特定有害物質をいう

第五条 法第二十二條第六項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 汚染土壌処理施設への汚染土壌の受入れは、次によること。

イ 当該汚染土壌処理施設の処理能力を超える汚染土壌を受け入れてはならないこと。

ロ 浄化等処理施設のうち不溶化を行うためのものにあつては、第二種特定有害物質(規則第五條第一項第二号に規定する第二種特定有害物質をいう

。）以外の規則第三十一条第一項の基準に適合しない特定有害物質を含む汚染土壌を受け入れてはならないこと。

ハ（略）

五（略）

六 申請書に記載した汚染土壌の処理の方法に従って処理を行うこと。

七 七十四（略）

十五 汚染土壌処理施設の周縁の地下水を三月に一回以上採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。ただし、測定した地下水の水質が地下水基準（規則第七条第一項に規定する地下水基準をいう。以下同じ。）に一年間継続して適合している旨の都道府県知事の確認を受けたときは一年に一回以上測定すれば足り、埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設であつて地下浸透防止措置が講じられているものにあつては測定することを要しないこと。

十六 浄化等処理施設又はセメント製造施設からの大気中への大気有害物質の排出については、次による

。）以外の規則第十八条第一項の基準に適合しない特定有害物質を含む汚染土壌を受け入れてはならないこと。

ハ（略）

五（略）

六 浄化等処理施設にあつては、申請書に記載した汚染土壌の処理の方法に従って処理を行うこと。

七 七十四（略）

十五 汚染土壌処理施設が設置されている場所にある地下水の下流側の当該汚染土壌処理施設の周縁において、三月に一回以上地下水を採取し、当該地下水の水質を規則第五条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。ただし、測定した地下水の水質が地下水基準（規則第六条第一項に規定する地下水基準をいう。）に一年間継続して適合している旨の都道府県知事の確認を受けたときは一年に一回以上測定すれば足り、埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設であつて地下浸透防止措置が講じられているものにあつては測定することを要しないこと。

十六 浄化等処理施設又はセメント製造施設からの大気中への大気有害物質の排出については、次による

こと。

イ 前条第一号又(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量について、排出口において、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、当該(1)から(6)までに掲げる許容限度を超えて排出してはならないこと。

ロ (略)

十七 汚染土壌処理施設に搬入された汚染土壌を当該汚染土壌処理施設外へ搬出しないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌であつて、規則第五十九条第三項に規定する方法による調査の結果、特定有害物質による汚染状態が規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合しているもの（以下「浄化等済土壌」という。）を搬出する場合

ロ (略)

十八 (略)

十九 再処理汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者（次号において「再処理汚染土壌処

こと。

イ 前条第一号又(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量が、排出口において、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、当該(1)から(6)までに掲げる許容限度を超える大気有害物質を排出してはならないこと。

ロ (略)

十七 汚染土壌処理施設に搬入された汚染土壌を当該汚染土壌処理施設外へ搬出しないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌であつて、法第十六条第一項の環境省令で定める方法による調査の結果、特定有害物質による汚染状態が規則第十八条第一項及び第二項の基準に適合しているものを搬出する場合

ロ (略)

十八 (略)

十九 再処理汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者にあつては、当該処理に係る汚染土

理業者」という。)は、当該処理に係る汚染土壌の引渡しを受けたときは、前号の運搬を受託した者から同号の規定により交付された管理票を受領し、当該管理票に記載されている事項に誤りがないことを確認するとともに、法第二十条第四項の規定の例により、当該汚染土壌を引き渡した汚染土壌処理業者に当該管理票の写しを送付しなければならないこと。

- 二十 第十七号口の搬出をした汚染土壌処理業者は、当該搬出した汚染土壌を再処理汚染土壌処理業者に引き渡したとき(当該引渡しのための運搬を他人に委託した場合にあつては、前号の規定による管理票の写しの送付を受けたとき)は、当該汚染土壌を当該汚染土壌に係る要措置区域等(法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。第七条第二号及び第十三条第一項第三号イにおいて同じ。)外へ搬出した者に対し、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、当該搬出した汚染土壌の当該再処理汚染土壌処理業者への引渡しがされた旨を通知しなければならないこと。
- イ 当該汚染土壌を引き渡した年月日
- ロ 当該再処理汚染土壌処理業者の氏名又は名称

壤の引渡しを受けたときは、前号の運搬を受託した者から同号の規定により交付された管理票を受領し、当該管理票に記載されている事項に誤りがないことを確認するとともに、当該処理を終了したときは、法第二十条第四項の規定の例により、当該処理を委託した汚染土壌処理業者に当該管理票の写しを送付しなければならないこと。

- 二十 前号の処理を委託した汚染土壌処理業者にあつては、同号の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者にその写しを送付しなければならないこと。

ハ 当該再処理汚染土壌処理業者が当該汚染土壌の引渡しを受けた旨
二十一～二十三 (略)

(記録の閲覧)

第六条 法第二十二條第八項の記録の閲覧は、次により行うものとする。

一 記録は、次のイからハまでに掲げる事項の区分に応じ、当該イからハまでに定める日以後遅滞なく備え置くこと。

イ 次條第一号から第六号までに掲げる事項 当該受け入れた汚染土壌の処理が終了した日

ロ 次條第七号から第十号までに掲げる事項 当該測定の結果を得た日

ハ 次條第十一号及び第十二号に掲げる事項 当該搬出をした日

二 記録は、備え置いた日から起算して五年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。

(記録する事項)

第七條 法第二十二條第八項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

二十一～二十三 (略)

-
- 一 受け入れた汚染土壌の処理を委託した者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 当該汚染土壌に係る要措置区域等の所在地
 - 三 当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
 - 四 当該汚染土壌の量
 - 五 当該汚染土壌を受け入れた年月日
 - 六 当該汚染土壌の処理が終了した年月日
 - 七 排水を公共用水域に排出した場合には、第五条第十三号ロの規定による測定に関する次に掲げる事項
 - イ 当該測定に係る試料を採取した年月日
 - ロ 当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称
 - ハ 当該測定の結果を得た年月日
 - ニ 当該測定の結果
 - 八 排水を排除して下水道を使用した場合には、第五条第十四号ロの規定による測定に関する次に掲げる事項
 - イ 当該測定に係る試料を採取した年月日
 - ロ 当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称
-

-
- ハ 当該測定の結果を得た年月日
 - ニ 当該測定の結果
 - 九 第五条第十五号の規定による測定に関する次に掲げる事項
 - イ 当該測定に係る地下水を採取した年月日
 - ロ 当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称
 - ハ 当該測定の結果を得た年月日
 - ニ 当該測定の結果
 - 十 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、第五条第十六号ロの規定による測定に関する次に掲げる事項
 - イ 当該測定に係る大気有害物質を採取した年月日
 - ロ 当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称
 - ハ 当該測定の結果を得た年月日
 - ニ 当該測定の結果
 - 十一 第五条第十七号イに規定する場合には、次に掲げる事項
 - イ 第五条第十七号イに規定する調査を実施した年月日
 - ロ 当該調査を実施した者の氏名又は名称
-

ハ 当該調査の結果

ニ 浄化等済土壤を搬出した年月日

ホ 浄化等済土壤の搬出先

ヘ 浄化等済土壤の搬出量

十二 第五条第十七号ロに規定する場合には、次に掲げる事項

イ 当該汚染土壤を搬出した年月日

ロ 当該汚染土壤の搬出先

ハ 当該汚染土壤の搬出量

(汚染土壤処理業に係る変更の許可の申請)

第八条 法第二十三条第一項の変更の許可の申請は、次に掲げる事項を記載した様式第二による申請書(次項において「変更申請書」という。)を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 汚染土壤処理施設に係る事業場の名称

三 汚染土壤処理施設の設置の場所

四 許可の年月日及び許可番号

五 変更の内容

六 変更の理由

七 変更のための工事を行う場合にあつては、当該工
事の着工予定年月日及び当該工事後の汚染土壌処理
施設の使用開始予定年月日

2 変更申請書には、法第二十二條第二項第三号又は第
四号に掲げる事項の変更が第二條第二項各号に掲げる
書類及び図面の変更を伴う場合にあつては、当該変更
後の書類及び図面をそれぞれ添付するものとする。

(許可を要しない汚染土壌処理業に係る軽微な変更)

第九條 法第二十三條第一項ただし書の環境省令で定め
る軽微な変更は、法第二十二條第二項の申請書に記載
した処理能力(当該処理能力について法第二十三條第
一項の許可を受けたときは、変更後のもの)の減少で
あつて、当該減少の割合が十パーセント未満であるも
のとする。

(届出を要する汚染土壌処理業に係る変更)

第十條 法第二十三條第三項の環境省令で定める事項は
次に掲げる事項とする。

一 第三條各号に規定する事項

二 第二條第二項第二十一号に掲げる書類に記載した
事項

（汚染土壌処理業に係る軽微な変更等の届出）

第十一条 法第二十三条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第三による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称

三 汚染土壌処理施設の設置の場所

四 許可の年月日及び許可番号

五 変更の内容

六 変更の理由

七 第九条に規定する軽微な変更（当該変更のために工事を伴うものに限る。）をした場合には、変更のための工事の着工年月日

2| 前項の届出書には、第九条に規定する軽微な変更、法第二十二條第二項第一号に掲げる事項の変更又は前条各号に掲げる事項の変更が第二條第二項各号に掲げる書類及び図面の変更を伴う場合にあつては、当該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付するものとする。

（汚染土壌処理業の休止等の届出）

第十二条 法第二十三条第四項の届出は、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする日までに、次に掲げる事項を記載した様式第四による届出書を、提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称

三 汚染土壌処理施設の設置の場所

四 汚染土壌処理施設の種類

五 許可の年月日及び許可番号

六 休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする処理の事業の内容

七 休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする理由

八 休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする日

九 休止し、又は廃止しようとする場合において、休止し、又は廃止した後、汚染土壌処理施設内に汚染土壌が残存するときは、当該汚染土壌の処理方法

(許可の取消し等の場合の措置義務)

第十三条 法第二十七条第一項の汚染土壌処理業者が講

ずべき特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要措置は、次により講ずるものとする。

一 汚染土壌処理施設内に汚染土壌が残存する場合には、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。この場合において、当該汚染土壌の運搬を他人に委託するときは、法第二十条第一項の規定の例により、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に、当該汚染土壌の運搬を受託した者に対し第五条第十八号の管理票を交付しなければならないこと。

二 汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地であった土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、公正に、かつ、法第三条第一項の環境省令で定める方法により調査を行うこと。

三 汚染土壌処理施設が設置されていた場所の周縁の地下水を汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消された日から三月以内に一回、及びその後三月以内ごとに一回、採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。ただし、次のいずれかに該当することとなつたときは、その該当することとなつた日以後においては

、この限りでないこと。

イ 汚染土壌処理施設が設置されていた場所の土地が要措置区域等に指定された場合

ロ 当該周縁の地下水の水質が地下水基準に適合しており、かつ、前号の調査の結果当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が規則第三十一条第一項の基準に適合している場合

ハ 当該周縁の地下水の水質が当該汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消された日以後二年間継続して地下水基準に適合している場合

四

埋立処理施設にあつては、汚染土壌の埋立てを行つた場所（以下この号において「埋立地」という。

）への水の浸透を防止するための措置として次に掲げるもののいずれかを講ずるとともに、当該措置により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を併せて講ずること。

イ 埋立地の表面を遮水シートで覆い、更にその表面を土砂で五十センチメートル以上覆うこと。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係る埋立処理施設にあつては、埋立地の表面を土砂で五十センチメートル以上覆

えば足りること。

ロ 埋立地の表面をコンクリートで十センチメートル以上又はアスファルトで三センチメートル以上覆うこと。

ハ イ又はロと同等以上の効果を有する方法により埋立地の表面を覆うこと。

2|

第五条第十九号の規定は、第一項第一号の場合について準用する。この場合において、第五条第十九号中

「再処理汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者（次号において「再処理汚染土壌処理業者」という。）」とあるのは「第十三条第一項第一号の処理を委託された汚染土壌処理業者」と、「前号」とあるのは「同号」と、「当該汚染土壌を引き渡した汚染土壌処理業者」とあるのは「当該処理を委託した法第二十七条第一項の汚染土壌処理業者」と読み替えるものとする。

3|

法第二十七条第一項の汚染土壌処理業者は、次の各号に掲げる措置を講じたときは、それぞれ当該各号に定める日までに、その結果を様式第五による報告書により、都道府県知事に報告しなければならない。

一 第一項第一号の措置 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消

された日から三十日

二 第一項第二号の措置 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消された日から百二十日

三 第一項第三号の措置 同号の測定の結果を得た日の属する月の翌月の末日

四 第一項第四号の措置 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消された日から三十日以内

4 都道府県知事は、前項の報告（同項第二号に係るものに限る。）があつた場合には、当該報告に係る土地の区域について、法第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該報告に係る調査は、土壤汚染状況調査とみなす。

（汚染土壌処理業の許可証の交付等）

第十四条 都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により許可をしたとき、又は法第二十三条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第六による許可証（次項及び第三項において単に「許可証」という。）を交付するものとする。

2| 前項の許可証の交付を受けた者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき、又は許可証を亡失し、若しくはき損したときは、様式第七による申請書を都道府県知事に提出し、許可証の書換え又は再交付を受けることができる。

3| 第一項の許可証の交付を受けた者は、当該者に汚染土壌の処理を委託しようとする者から許可証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

4| 第一項の許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、許可証（第二号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証）を、都道府県知事に返納しなければならない。

一| 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可が取り消されたとき。

二| 第二項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。